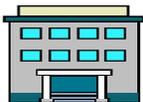


# 発達障害者支援センターの地域支援機能強化

発達障害については、支援のためのノウハウの普及が十分に行われていないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっていることから、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制を整備するとともに発達障害のある方の社会参加を促す。

## 発達障害者支援センター（地活事業）職員配置：4名程度

- 相談支援（来所、訪問、電話等による相談）
- 発達支援（個別支援計画の作成・実施等）
- 就労支援（発達障害児（者）への就労相談）
- その他研修、普及啓発、機関支援



### （課題）

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

## 都道府県等 発達障害者支援体制整備（地活事業）

- 発達障害者支援体制整備検討委員会
- 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進
- ペアレントメンター（コーディネータ）

## 地域支援機能の強化へ

（現行）地域支援体制サポート ※サポートコーチ2名分を積算

再編・拡充

一部新規  
（4名分）

## （新規）地域支援体制マネジメントチーム

### 発達障害者地域支援マネジャーの配置：6名程度

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

### 市町村（継続）

体制整備支援（2名）

全年代を対象とした支援体制の構築  
（求められる市町村の取組）

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及



### 事業所等（新規）困難ケース支援（2名）

困難事例の対応能力の向上  
（求められる事業所等の取組）  
対応困難ケースを含めた  
支援を的確に実施



### 医療機関（新規）医療機関との連携（2名）

身近な地域で発達障害に関する  
適切な医療の提供  
（求められる医療機関の取組）

- ①専門的な診断評価
- ②行動障害等の入院治療



## 発達障害のある方の社会参加を促す

- （経済財政運営と改革の基本方針）  
意欲ある全ての人々が就労などにより社会参加できる環境の整備
- （日本再興戦略-JAPAN is BACK）  
人材力の強化、障害者の就労支援を始めとした社会参加の支援を推進



## 「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障害啓発週間」(4月2～8日)について

### 【背景】

平成19年12月、国連総会においてカタール国の提出した議題である4月2日を世界自閉症啓発デーに定める決議をコンセンサス(無投票)採択。

#### ○決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

平成20年 4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

平成24年12月 第67回国連総会において、バングラデシュが主提案国である「自閉症スペクトラム障害、発達障害」決議がコンセンサスにより採択。

### 【啓発活動】(平成26年 開催案)

#### 【国における取組】

##### ○世界自閉症啓発デー2014・シンポジウム(作品展示等)

- ・日時 平成26年3月29日(土) 10:00～16:30
- ・場所 灘尾ホール(千代田区)
- ・主催 厚生労働省、日本自閉症協会
- ・共催 日本発達障害ネットワーク他 (大会実行組織:世界自閉症啓発デー・日本実行委員会)

##### ○東京タワーブルーライトアップ

- ・平成26年4月2日(水) 18:15～(予定) 点灯式
- ※同日、併せて作品展示等を実施予定(13:00～)



○各都道府県等において、関係機関や関係団体等と連携しながら、名所旧跡のブルーライトアップ、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じて創意工夫を図りながら、広く一般市民への関心を高めるような普及啓発を実施することにより、地域住民への発達障害の理解を促進。

○これらの取組内容について、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会WEBサイトに掲載予定。

<http://www.worldautismawarenessday.jp>



## (6) 児童発達支援センター等における利用者負担の多子軽減措置について

- **平成26年度予算案において、兄・姉が保育所、幼稚園等に通っている児童発達支援センター等の利用者の負担軽減措置（多子軽減措置）に係る費用を計上。**

### \* 現行制度の概要

(保育所) 兄・姉が就学前(保育所、幼稚園等に通っている)の場合には、徴収金が第2子目は半額、第3子目はゼロ。

(幼稚園) 利用世帯については費用徴収額の設定ではなく利用費助成の形で構成。

兄・姉が就学前の場合には、第2子目は所得層によっては半額、第3子は全階層でゼロ。

(\* 幼稚園の場合には、兄・姉が小学校3年までの場合も所得層によっては軽減あり。)

- **想定している仕組みの概要は、次のとおり。**

- (1) 児童発達支援センター等を利用している障害児の利用者負担についても、保育所と同様に第2子目半額、第3子目以降ゼロとする。
- (2) 実施時期は平成26年4月。当面は償還払いによる対応を想定しているが、システム改修を経た上で、システムを介して事業所に支払う形とする予定。

⇒ **各都道府県・市町村においては、軽減対象となる児童数の把握等の準備に遺漏のないようお願いしたい。**



## (7) 第4期障害福祉計画に係る基本指針について

- 市町村・都道府県の障害福祉計画は、現行の第3期計画の計画期間が平成26年度末までであることから、平成27年度を初年度とする第4期計画の作成に係る国の基本指針の見直しについて、昨年11月から社会保障審議会障害者部会で御議論いただいているところである。
- 基本指針については、内容が固まり次第、パブリックコメント等の手続を経た上で、告示を行う予定。
- なお、第4期計画に係る基本指針における主な改正点としては、
  - ・ 計画に係るPDCAサイクルのプロセス等の記述を追加するとともに、数値目標や障害福祉サービス等の見込量等を「成果目標」と「活動指標」に整理を行うこと
  - ・ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた視点に立ち、地域において求められている相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を強化する記述を追加すること
  - ・ 子ども・子育て支援法に基づく計画が作成され、その中で障害児支援についても言及されること等も踏まえ、障害児支援についての記述を充実すること等を検討している。

## 第4期(H27~H29)計画に係る基本指針(案):主なポイント

### <計画の作成プロセスに関する事項>

PDCAサイクルの導入  
「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の  
中間評価、評価結果の公表 等

### <個別施策分野①:成果目標に関する事項>

福祉施設から  
地域生活へ  
の移行促進  
(継続)

精神科病院から  
地域生活へ  
の移行促進  
(成果目標の  
変更)

地域生活支  
援拠点等の  
整備  
(新規)

福祉から一般  
就労への移  
行促進  
(整理・拡充)

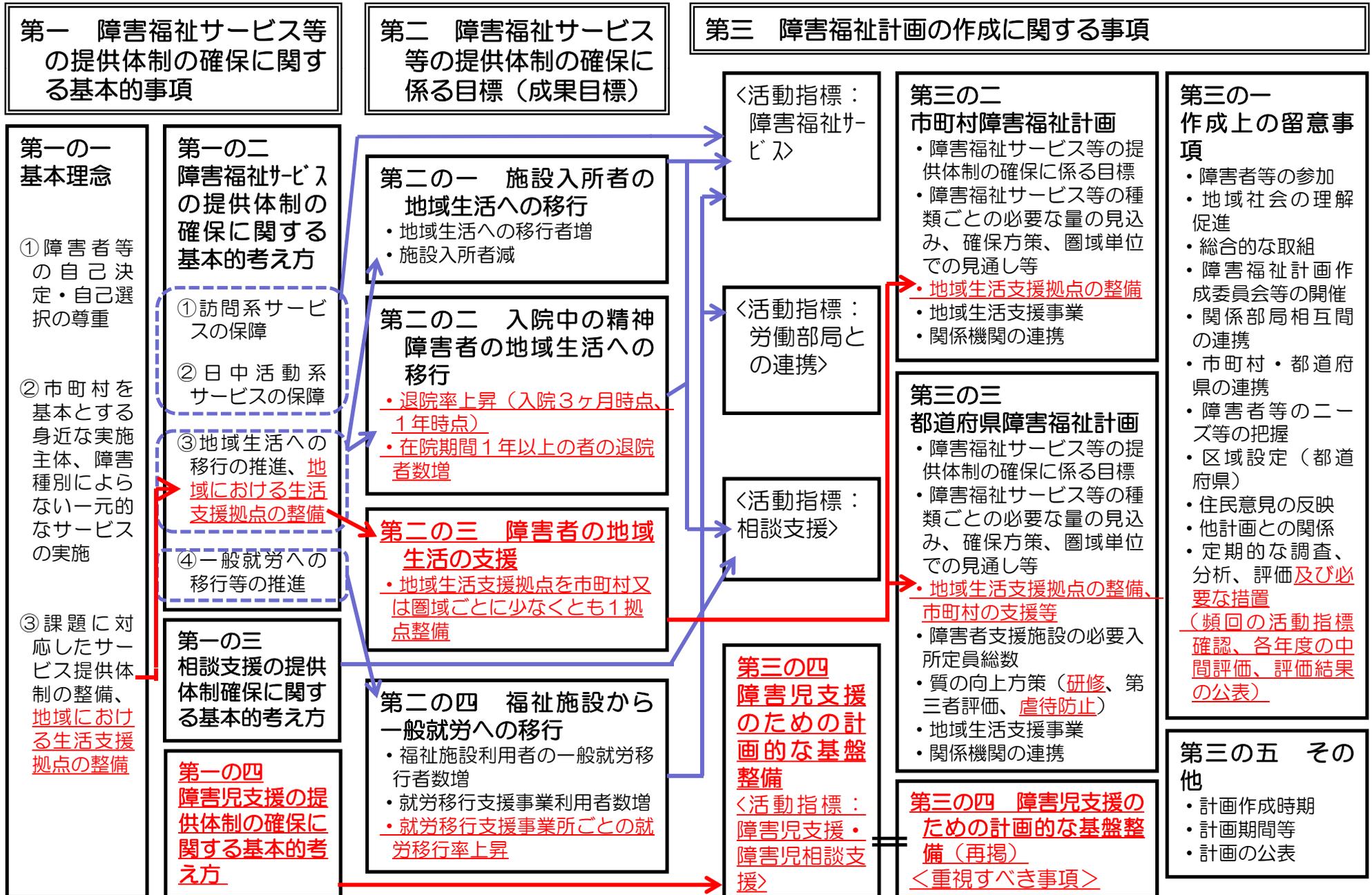
### <個別施策分野②:その他>

障害児支援体制の整備  
(新規)

計画相談の連携強化、研修、虐  
待防止 等

# 基本指針(案)の全体像と主なポイント

※赤字下線は、新規又は変更箇所





## (8) 障害者スポーツ事業の文部科学省への移管について

- これまで、厚生労働省では、障害者の社会参加やリハビリテーションを推進する一環として、障害者スポーツを推進してきたところ、今般、競技性がより一層重視されるようになってきたことなどから、スポーツ施策の一環としての位置づけを強化し、その支援の充実を図っていくことが求められている。
- このような状況を踏まえ、スポーツの支援を、障害の有無によらず一体的に、より一層強力に推進していくことが重要と判断し、現在、厚生労働省が行っている障害者スポーツ事業のうち、競技性の高いものなど、スポーツ振興の観点をより強く反映させた支援を、平成26年度より文部科学省に移管することとした。
- 一方、障害のある方々の生活をより豊かにする観点やリハビリテーションの一環としての観点を重視して支援すべきものについては、引き続き、厚生労働省が担当することとしている。

## 障害者スポーツ事業の文部科学省への移管について

- 1 障害者スポーツについては、競技性がより一層重視されるようになってきたことなどから、スポーツ施策の一環としての位置づけを強化し、その支援の充実を図っていくことが求められている。
- 2 このような状況を踏まえ、スポーツの支援を、障害の有無によらず一体的に、より一層強力に推進していくことが重要と判断し、現在、厚生労働省が行っている障害者スポーツ事業のうち、国際競技大会における選手団派遣や選手強化の取組等、競技性の高いものをはじめとして、スポーツ振興の観点をより強く反映させた支援を、平成26年度より文部科学省に移管することとした。
- 3 一方、障害のある方々の生活をより豊かにする観点やリハビリテーションの一環としての観点を重視して支援すべきものについては、引き続き、厚生労働省が担当することとしている。
- 4 障害者スポーツの支援に向け、平成26年度以降も文部科学省と連携・協力していく。

### 【厚生労働省が引き続き実施する予算事業】

- 地方公共団体等が実施する障害者スポーツ大会、各種スポーツレクリエーションの開催等事業（地域生活支援事業のメニュー）
- 国立リハビリテーションセンターが実施する、障害者スポーツ選手に対するメディカルサポート体制の整備



障害者福祉、リハビリの一環として支援

### 【文部科学省に移管する予算事業】

- （公財）日本障害者スポーツ協会を通じた支援
  - ・障害者スポーツ振興事業
  - ・総合国際競技大会派遣等事業
  - ・総合国際競技大会指定強化事業
- 全国障害者スポーツ大会開催事業



他のスポーツ施策との相乗効果を期待

## (9) 障害者の芸術活動支援について

- 近年、国内外において障害者による芸術作品の価値が認知され、一定の評価を受けるようになったことから、出展機会の確保や芸術活動に取り組む障害者やその家族などの支援者等への支援が求められている。
- 平成25年度に「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」(厚生労働省・文化庁による共催)を開催し、その中間取りまとめにおいて、支援の在り方等について取りまとめた。
- これを受け、平成26年度に「障害者の芸術活動支援拠点モデル事業」(新規)を実施する。